

防災安全R7-10  
2025年6月10日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管理部長

**柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画の適用について（ご連絡）**

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のうち添付資料に示す箇所につきまして柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（2025年3月10日）の附則の運用開始に伴い、2025年6月10日から適用を開始しましたのでご連絡申し上げます。

**添付資料**

- ・柏崎刈羽原子力発電所防災業務計画の適用箇所一覧表（柏崎刈羽原子力発電所6号機に適用）

以 上

柏崎刈羽原子力発電所防災業務計画の適用箇所一覧表  
(柏崎刈羽原子力発電所 6号機に適用)

該当ページ	対象箇所	適用内容
II-19～II-55	別表2-1の一部※、別表2-2、別表2-3	EALの適用開始

※ II-27 に記載の HPAC (高圧代替注水系) については、今後、使用前事業者検査を実施するため本文書の適用範囲から除外する